

諸外国の支出報告の対象（未定稿） 平成21年3月政治資金適正化委員会調べ

日本	アメリカ	イギリス	フランス	韓国
<p>政治団体が行ったすべての支出</p> <p>①政治上の主義施策を推進・支持・反対することを本来の目的とする団体</p> <p>②特定の公職の候補者を推薦・支持・反対することを本来の目的とする団体</p> <p>③①、②の活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体</p> <p>※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り</p>	<p>政治委員会が行った選挙運動に係る支出</p> <p>①政党その他の団体及び政党の地方委員会のうち、年間1,000ドルを超える寄附を受領し、又は支出を行うもの</p> <p>②法人、労働組合等によって個人献金を受けるために設立された独立基金</p> <p>③政党の地方委員会で所定の要件を備えるもの</p> <p>※現職者については職務関連活動の費用に充てることのできる資金を含む点で「選挙運動費用」の範囲は広い</p>	<p>政党及び年間収入又は総支出額25,000ポンド以上の政党の地域別資金団体が行ったすべての支出</p> <p>※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り</p>	<p>政党が行ったすべての支出</p> <p>政治活動を目的とする民法に基づく法人で、公的資金を受領する、又は資金収集のための会計代理人を置く団体</p> <p>※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り</p>	<p>政党、後援会をおいた国会議員、国会議員後援会、公職選挙の候補者及びその後援会が行ったすべての支出（選挙運動経費を含む）</p>